

令和7年度 いじめ防止基本方針

1 はじめに

弘前市いじめ防止基本方針の構成要素である「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」行動計画の平成31年4月改定を契機に、学校いじめ防止基本方針を見直し、国や県、市のいじめ防止基本方針の内容を確実に踏まえたいじめ防止等の対策を実施する。

文部科学省は、この「いじめ問題」に対して「いじめの防止等のための基本的な方針」(H25.10.11)を示し、その中の「学校におけるいじめの防止等に関する措置」の項目で以下の3つを学校に求めている。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを積極的に認知することが必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(一部要約)

我々は、この基本的な方針を受け、学校におけるいじめの未然防止策、及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応を定め、校長を中心とした協働体制を確認し、いじめ問題への取組の充実を図り、生徒・保護者との信頼関係をより深めていかなばならない。

そのためには、全教職員が、生徒の発しているサインを見逃すことがないように、いつでも「自分の学級でもいじめが起きる可能性がある」という危機感をもって生徒に接するとともに、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていきたいと考える。

2 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 豊かな情操と道徳心を培う教育を推進する
- (2) 生徒指導の4つの視点を意識し、学び合いを通して仲間づくりの能力を養う
- (3) 全教育活動をとらえて道徳教育及び体験活動の充実を図る

3 学校教育目標

GENTLEMANSHIP われらはいつちゅうせいとなり
～健康で豊かな知性と豊かな徳性をそなえた自主的な生徒になろう～

4 目指す生徒像

- (1) 進んで学習し、自分の夢に向かってねばり強く努力する生徒
- (2) 思いやりの心をもち、正しく判断して行動する生徒
- (3) 郷土や地域を愛し、誇りと感謝の心をもつ生徒
- (4) 心身ともに健康で、たくましく生きる生徒

5 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（１）いじめに対する基本的な考え

- ・「いじめは決して許さない」という決意。
- ・「いじめはいじめる側が悪い」との認識。
- ・「いじめはどの学校のどの生徒にも起こり得る」との認識。
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題のひとつ」との認識。
- ・「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめの『観衆』や『傍観者』の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団をつくる」という認識。

（２）いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

【注意】けんかやふざけ合いであっても、いじめ防止等の対策のための組織において背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か、適切な判断をする。

6 いじめ解消の定義

いじめの解消については、すくなくとも次の２つの要件を満たし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が３ヶ月以上止んでいること。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

7 早期発見・事案対処のマニュアル

（１）本校におけるいじめ防止に関する措置

- ① 校長、教頭、その他各主任を中心としたいじめ対策委員会を設置して、学校いじめ防止対策方針を作成する。作成や評価に当たっては、適宜スクールカウンセラーや、心の教室相談員、その他必要に応じ、民生委員、児童委員、学校評議員などの中学校区の外部人材（以下、外部人材）のうち、役職の異なる２人以上、更に学校医を含む会議を開き助言を得る。
- ② スクールカウンセラー、心の教室相談員を活用した教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。好ましい人間関係づくりを図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、支援委員長を中心にスクールカウンセラーと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩みの早期発見・早期対応を図る。
- ③ 保護者会、地域懇談会などで学校での取組を説明し理解と協力を求め、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページなどを活用し、広く地域社会に対して、いじめ防止の取組への理解を求める。
- ④ 日頃から成長を促す生徒指導や予防的な生徒指導を精力的に取り組むとともに学期ごとに、生徒や保護者に対し、アンケートを実施し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ⑤ 校内研修として、専門家を招いた講演会を行ったり、外部研修に積極的に参加したりして教師一人一人が自己研鑽することにより、いじめ防止に対処するための知識と実践力を身に付ける。
- ⑥ 生徒会を中心に生徒が主体となっていじめ防止のためのキャンペーンなどを実践し、望ましい集団づくりに努める
- ⑦ 職場体験などの体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人としての生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」、「情報活用能力」、「将来設計能力」、「自己決定力」などの育成を図る。
- ⑧ 日常の授業においては、校内研修テーマを踏まえながら、生徒同士が学び合える課題や授業形態などを工夫し、「自己存在感を感じる機会があること」、「共感的理解の中で学習が進むこと」、「自己決定の場があること」、「安全・安心な学校生活が送れるような風土づくり」という「授業における生徒指導の４つの視点」を意識した授業実践に努める。
- ⑨ 問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細かに愛情をもって指導する。

- ⑩ 生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
- ⑪ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させ、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりに努める。
- ⑫ 教職員、生徒、保護者などにより、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導改善に生かす。

(2) 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめ対策委員会を開く

ア いじめられた生徒への対応

- (ア) いじめが認識された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心としたいじめ対策委員会を開催し、生徒から個別の聞き取りなどを実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。
- (イ) いじめ対策委員会は、学校職員のほか、必要に応じスクールカウンセラーや、外部人材などで開催するが、いじめの程度によって、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家（以下、外部専門家）、児童相談所担当職員、警察担当職員、学校医、法務指導監（市企画部）などで開催する。特に民生委員など地域に密着して活動している方々の力を積極的に活用する。
- (ウ) 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録を確実に残す。
- (エ) 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後、再び起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- (オ) いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実を報告し、全教職員でサポートチームを構築し解決に向けた支援を行う。
- (カ) 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携しメンタルヘルスケアなどを行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- (キ) 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- (ク) 家庭訪問を行い、生徒に安心感をもたせる。

イ いじめた生徒への対応

- (ア) 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした態度で、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- (イ) いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- (ウ) 家庭に連絡し指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、その後の指導に活かす。

ウ 見ていた生徒への対応

- (ア) 傍観していても、いじめへの負担になることをしっかり伝える。
- (イ) いじめに気付いたときには、すぐ大人に知らせることを徹底する。
- (ウ) いじめの現場を見たことで、精神面でのケアが必要な場合は、支援委員会を中心にサポートしていく。

② 教育委員会に報告する

ア いじめの発生を認識した事実を、直ちに報告する。

イ 事実関係については、分かり次第順次報告する。

③ 必要に応じ関係機関と連携する

④ 学校としての取組

ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境などの改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら、生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

ウ 学校公開の実施、意見交換などを実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校にする。

(3) 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

いじめ重大事態については、弘前市いじめ防止基本方針及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」により適切に対応する。

① 重大事態とは

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合

ウ 生徒が身体に重大な障害を負った場合

エ 生徒が金銭を奪い取られた場合

オ 生徒が相当期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされた場合

② いじめ対策委員会を開く

ア 重大事態が発生した場合は、校長の指示を受け、スクールカウンセラーや心の教室相談員、外部人材、外部専門家、児童相談所担当職員、警察担当職員、学校医、法務指導監（市企画部）などで組織するいじめ対策委員会を開催する。

イ 外部専門家については教育委員会事務局と相談の上決定する。また、スクールカウンセラーは、市が派遣する臨床心理士が県教委が緊急派遣するスクールカウンセラーが対応する。

③ 教育委員会に報告する

ア 重大ないじめが発生したことを、直ちに教育委員会に報告する。

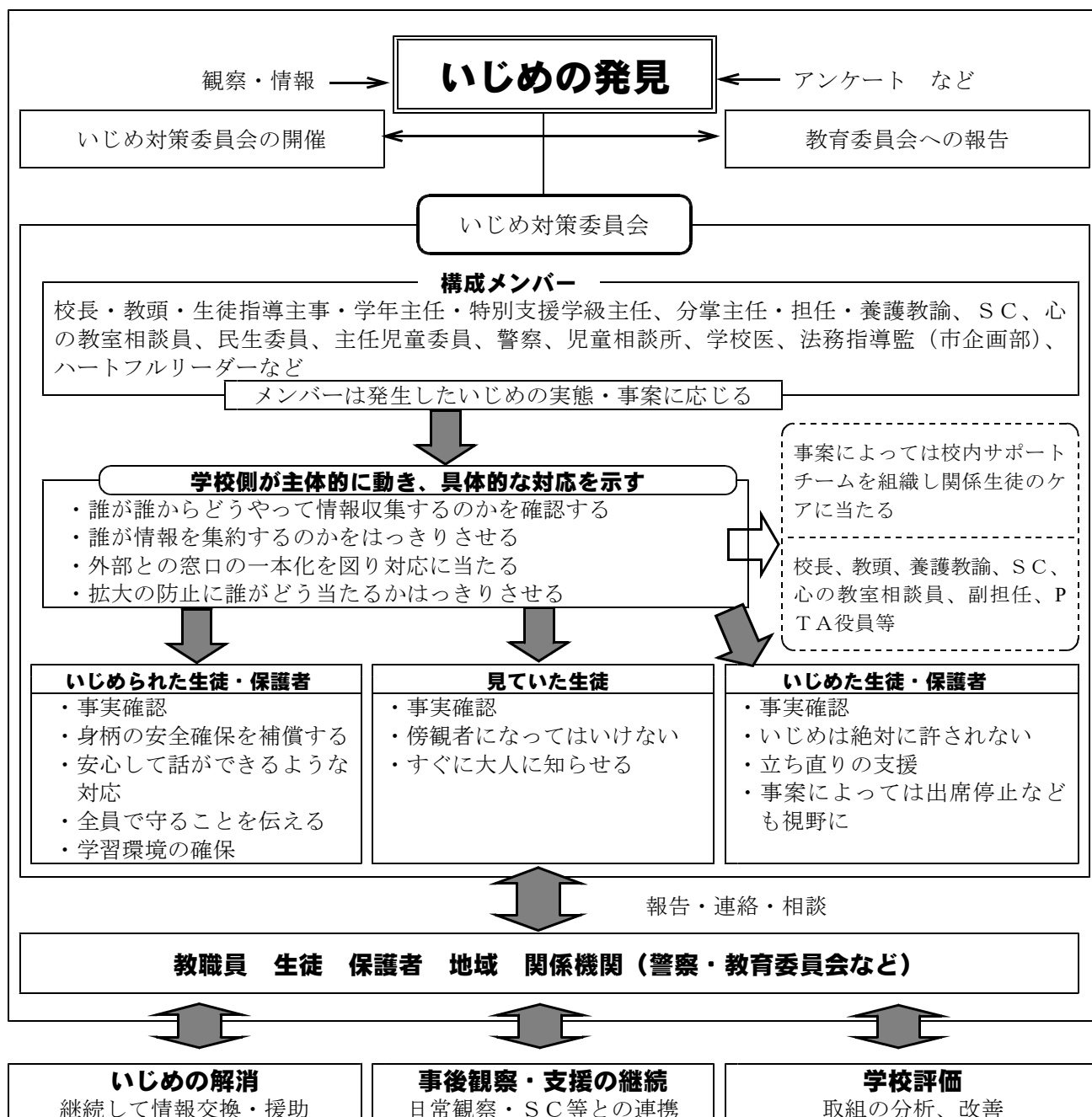
イ その後の対応については、教育委員会と連携して行う。

④ 学校としての取組

ア 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対するアンケートなどを行い、事実関係を把握し、いじめ対策委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

イ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、個人情報の保護に関する法律などを踏まえつつ、学校としての説明責任を自覚し、真摯に情報を提供する。

8 いじめ発生時の対応図



9 学校いじめ防止プログラム

○人間関係を豊かにするための年間計画

		未然防止	早期発見	組織的な活動
P ↓ D ↓	4 月	保護者への説明と啓発 校門・玄関指導 生活のさまり指導 学級開き・人間関係づくり	生活アンケート	職員会議 基本方針の確認 いじめ対策委員会（校内） 基本的に毎週開く
	5 月		アセス 教育相談 生活アンケート	子ども達を見守る協議会（第1回） 情報交換 基本方針の決定
	6 月		生活アンケート	
	7 月		二者面談（学級担任と保護者） 学年によっては三者面談も可 生活アンケート	
C ↓ A ↓	8 月	声かけ・見守り運動	校内研修 生活アンケート	
	9 月	行事（文化祭）を通じた人間関係づくり	生活アンケート	
	10 月	行事（合唱コンクール）を通じた人間関係づくり	生活アンケート	
	11 月		アセス 教育相談	子ども達を見守る協議会（第2回） 情報交換 次年度基本方針案の検討
	12 月		生活アンケート	学校評価による今年度の反省
	1 月	声かけ・見守り運動	生活アンケート	学校評価を受けた次年度基本方針案の検討
	2 月		生活アンケート	
	3 月		生活アンケート	職員会議 次年度基本方針案の確認